



No. 13
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成27年度第3回

一般国道176号
な じ お
名 塩 道 路

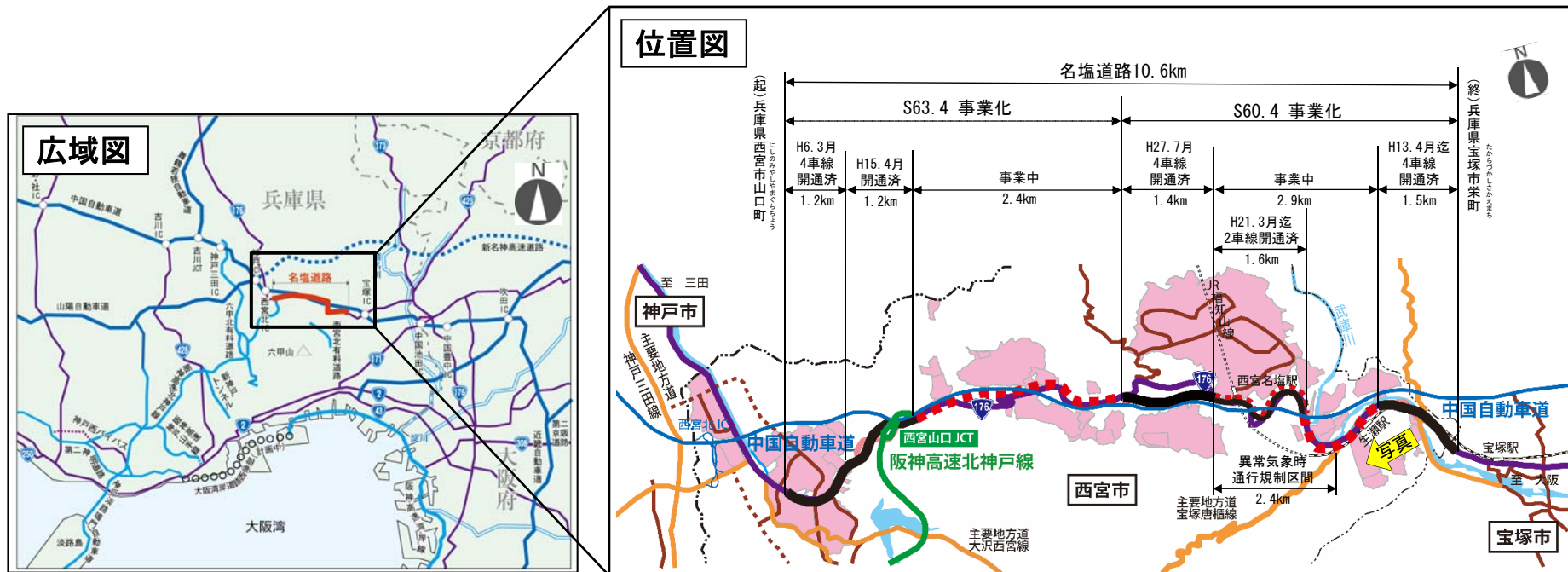
【再評価】

平成27年11月
近畿地方整備局

事業全体図

一般国道176号 名塩道路

一般国道176号は、京都府宮津市から阪神北部地域を經由して大阪府大阪市に至る延長約180kmの主要幹線道路です。
 名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町までの延長約10.6kmの現道拡幅を主体とした事業で、交通混雑の緩和及び交通安全の確保、沿道環境の改善を目的とした道路です。



【国道176号の混雑状況(大多田橋付近)】

凡 例	
名塩道路	開通済 (黒線)
道	高速自動車国道 (赤点線)
	その他有料道路 (青線)
一般国道	(緑線)
主要地方道	び一般県道 (紫線)
市道	(黄線)
都市計画道路	(赤点線)
住宅開発地	(ピンク色)

※住宅開発地には約43,700人が居住(H25.10.1時点)

事業の概要

一般国道176号 名塩道路

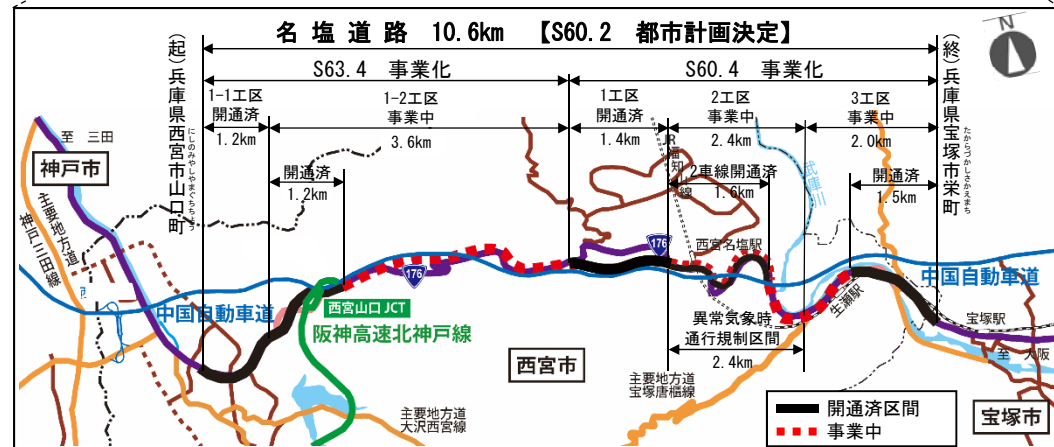
事業の目的

- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保
- 異常気象時通行規制区間の解消
- 沿道環境の改善

事業の概要・進捗状況

区間	(起) 兵庫県西宮市山口町上山口 (終) 兵庫県宝塚市栄町3丁目
道路延長	10.6km
構造規格	第3種第2級、第4種第1級
設計速度	60 km/h
車線数	4車線
標準幅員	24.0m
計画交通量	36,600台/日
全体事業費	850億円
事業化	昭和60年度(1, 2, 3工区) 昭和63年度(1-1, 1-2工区)
都市計画決定	昭和59年度
用地着手	昭和61年度
工事着手	昭和61年度
開通延長	6.9km (4車線: 5.3km) (暫定2車線: 1.6km)
事業進捗率	約90% (平成27年3月末現在)
用地取得率	約73% (面積ベース、同上)

位置図



標準断面図



再評価の視点

一般国道176号 名塩道路

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ■未開通区間の交通量が交通容量を超過。 ■未開通区間の死傷事故率が高く、開通済区間の約1.2倍。
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.3 残事業 B/C 10.4
4) 地域における計画等	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 約90% 用地取得率(面積)約73%	平成27年7月26日 1.4km開通(4車線)
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術、新工法の採用など引き続き検討	

事業の進捗の見込みの視点

一般国道176号 名塩道路

1) 事業の進捗状況

平成27年度事業内容

- ・現在、用地買収、調査・設計を実施しています。

進捗状況

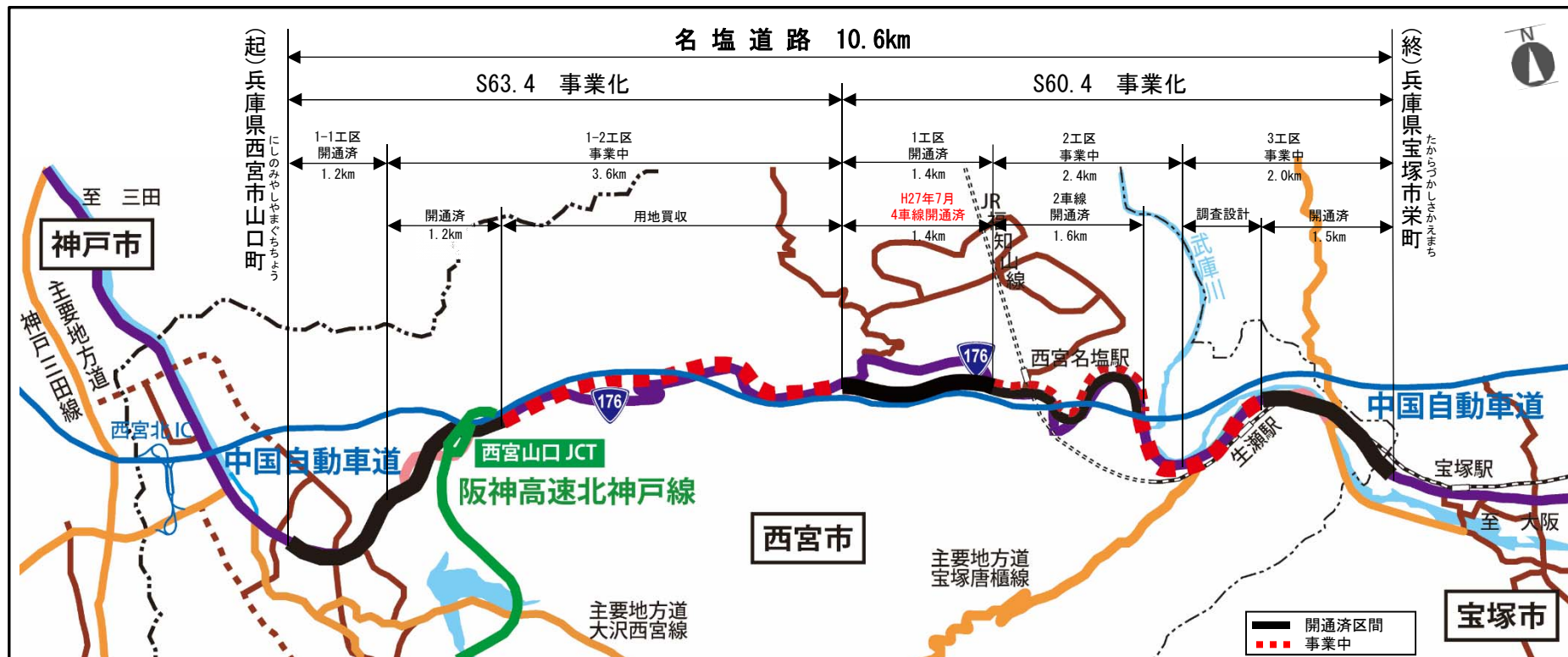
- ・平成26年度末までの進捗は用地進捗率約73%（面積ベース）、事業進捗率約90%（事業費ベース）です。

事業進捗上の課題

- ・全工区において大きな課題はありません。

2) 今後の事業スケジュール等

- ・引き続き事業を推進し、早期の開通を目指します。



○兵庫県知事

平成27年11月18日 土 第1500号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道176号名塩道路は、著しく人口増加した西宮市北部地域を東西方向に通過し、高速道路のICやJRの駅等をつないで、阪神北部地域の日常生活や経済活動を支える重要な幹線道路である。

本道路10.6kmのうち、平成27年7月に名塩集落付近のバイパス1.4kmが供用し、これまで暫定2車線区間を含め約6.9kmが供用されている。

本道路の残工事区間では、歩道が未整備で線形不良の箇所がある上、交通容量を大きく上回る約22,000台/日の交通が通過しており、交通混雑による速度低下や、追突事故が多発している。

また、異常気象時通行規制区間が未だに解消されないなど、沿線住民の日常生活や通過交通に大きな影響を与えている。

こうしたことから、安全で円滑な交通を確保するとともに、異常気象時の通行止めを解消するため、コスト縮減に配慮しつつ、全区間の早期完成を目指し、引き続き事業の推進に取り組んでいただきたい。

名塩道路は、事業の必要性に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

事業継続



国近整企画122号

平成27年11月4日

兵庫県知事 殿

近畿地方整備局



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成27年11月30日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成27年11月19日(木)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道176号名塩道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

土 第 1500 号
平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長 様

兵庫県知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 27 年 11 月 4 日付け国近整企画 122 号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

【道路事業】

〈一般国道 176 号 名塩道路〉

兵庫県知事の意見

一般国道 176 号名塩道路は、著しく人口増加した西宮市北部地域を東西方向に通過し、高速道路の IC や JR の駅等をつないで、阪神北部地域の日常生活や経済活動を支える重要な幹線道路である。

本道路 10.6km のうち、平成 27 年 7 月に名塩集落付近のバイパス 1.4km が供用し、これまで暫定 2 車線区間を含め約 6.9km が供用されている。

本道路の残工事区間では、歩道が未整備で線形不良の箇所がある上、交通容量を大きく上回る約 22,000 台/日の交通が通過しており、交通混雑による速度低下や、追突事故が多発している。

また、異常気象時通行規制区間が未だに解消されないなど、沿線住民の日常生活や通過交通に大きな影響を与えている。

こうしたことから、安全で円滑な交通を確保するとともに、異常気象時の通行止めを解消するため、コスト縮減に配慮しつつ、全区間の早期完成を目指し、引き続き事業の推進に取り組んでいただきたい。